

平成21年大分県後期高齢者医療広域連合議会第1回臨時会会議録目次

開　　会	．．．．．	-3-
開　　議	．．．．．	-3-
広域連合長あいさつ	．．．．．	-3-
日程第1　議長の選挙について	．．．．．	-4-
議長あいさつ	．．．．．	-5-
日程第2　副議長の選挙について	．．．．．	-5-
副議長あいさつ	．．．．．	-6-
日程第3　新議員の議席の指定について	．．．．．	-6-
日程第4　会期の決定について	．．．．．	-6-
日程第5　議会運営委員会委員の選任について	．．．．．	-6-
日程第6　議案第7号の上程、提案理由説明、質疑、討論、採決	．．．．．	-7-
日程第7　議案第8号から議案第14号までの一括上程、提案理由説明質疑、討論、採決	．．．．．	-8-
○22番（福間　健治君）	．．．．．	-9-
○14番（高司　政文君）	．．．．．	-15-
日程第8　会議録署名議員の指名について	．．．．．	-19-
閉　　会	．．．．．	-21-

平成21年大分県後期高齢者医療広域連合議会第1回臨時会（第1号）

議 事 日 程（第1号）

平成21年7月7日 午前10時02分開会

- 第1 議長の選挙について
第2 副議長の選挙について
第3 新議員の議席の指定について
第4 会期の決定について
第5 議会運営委員会委員の選任について
第6 議案第7号 大分県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し議会の同意を求めることについて
上程 提案理由説明、質疑、討論、採決
第7 議案第8号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
・平成20年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）
議案第9号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
・平成20年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第3号）
議案第10号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
・大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について
議案第11号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
・大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
議案第12号 平成21年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）
議案第13号 大分県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について
議案第14号 大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について
以上7議案の一括上程 提案理由説明、質疑、討論、採決
第8 会議録署名議員の指名について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議長の選挙について
日程第2 副議長の選挙について
日程第3 新議員の議席の指定について
日程第4 会期の決定について
日程第5 議会運営委員会委員の選任について
日程第6 議案第7号 大分県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し議会の同意を求めることについて
上程 提案理由説明、質疑、討論、採決
日程第7 議案第8号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
・平成20年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）

- 議案第9号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
 ・平成20年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第3号）
- 議案第10号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
 ・大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について
- 議案第11号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
 ・大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 議案第12号 平成21年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)
- 議案第13号 大分県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について
- 議案第14号 大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について

以上7議案の一括上程 提案理由説明、質疑、討論、採決

日程第8 会議録署名議員の指名について

出席議員（24人）

1番 河野博文	2番 佐藤博美
3番 佐藤克幸	4番 須賀彰雄
5番 唯有幸明	7番 渡辺一文
8番 斉藤文博	9番 上杉健治
10番 中山田健晴	11番 渡辺龍太郎
12番 高野幹也	13番 加茂千恵子
14番 高司政文	15番 小野宗司
17番 今吉次郎	18番 小倉喜八郎
19番 穴井宏二	20番 原田孝司
21番 福崎智幸	22番 福間健治
23番 吉岡美智子	24番 高橋弘巳
25番 長田教雄	26番 日小田良二

欠席議員（2人）

6番 太田正美	16番 大谷敏彰
---------	----------

出席した事務局職員

事務局書記長 浜川和久	事務局書記 村上孝徳
総務課主任 太田和章	事業課主任 松原正吾

説明のため出席した職員

広域連合長 釘宮 馨	副広域連合長 浜田 博
副広域連合長 坂本和昭	会計管理者 中尾啓治
事務局長 池邊博康	総務課長 釘宮一生

事業課長 勝田 憲治 総務課係長 直田 孝
事業課係長 川野 登志郎 事業課係長 財津 智昭
会計室係長 三浦 典昭

議事の経過

開 会

○事務局書記長（浜川 和久君） おはようございます。事務局より申し上げます。本日は、議長が、大分市議会における任期満了のため、また、副議長が広域連合議員辞職のため空席でございますので、地方自治法第107条の規定によりまして、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

出席議員中、豊後大野市の渡辺一文議員が年長の議員でありますので、ご紹介申し上げます。渡辺議員、議長席へご着席願います。

○臨時議長（渡辺 一文君） おはようございます。ただいま、ご紹介をいただきました豊後大野市の渡辺でございます。地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

〔臨時議長着席〕

ただ今の出席議員は、定足数に達しておりますので、平成21年第1回臨時会を開会いたします。

午前10時02分開会

開 議

○臨時議長（渡辺 一文君） ただちに、会議を開きます。

午前10時03分開議

仮議席の指定

○臨時議長（渡辺 一文君） この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

日程に先立ちましてご報告いたします。お手元に配布している「諸般の報告」とおり、議会閉会中に10名の議員から議員辞職届が提出されました。そこで、地方自治法第292条の規定により準用する地方自治法第126条の規定に基づき、議長において辞職を許可いたしましたことをご報告いたします。

また、関係市町村の議会の議員としての任期満了により8名の議員が交代されましたことをご報告いたします。

ここで、広域連合長より発言の申し出がっておりますので、発言を求めます。

釘宮広域連合長。

広域連合長あいさつ

○広域連合長（釘宮 磐君）（登壇） 皆さん、おはようございます。

平成21年大分県後期高齢者医療広域連合議会第1回臨時会の開催に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

このたび、第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、ご多忙の中、ご出席いただきましたことに対しまして、厚く御礼申し上げます。

また、今回新しく、広域連合議員となられた議員さんにおかれましても、今後ともご指導よろしく願い申し上げます。

さて、新しい医療制度であります後期高齢者医療制度は昨年4月の施行から1年を経過いたしました。昨年4月の制度施行当初は、構成市町村や広域連合において、窓口や電話対応で混乱を招いたところではありますが、現在では議員の皆様方のご指導を頂き、また、各構成市町村のご協力によりまして、制度が円滑に運営できておりますことに感謝申し上げます。

また、平成20年度の保険料収納率も、構成市町村のご努力により、当初の予想を上回っており、今後この制度の安定のため、引き続き収納率の確保に努めていく所存でございます。

さて、この制度につきましては、施行の前後から様々な見直しが行われたところでありますが、今年度に入りましても、去る4月3日には、与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームは平成20年度に均等割8.5割軽減であった方で、平成21年度に7割軽減となる方については、引き続き、8.5割軽減となるようにする等の見直しに関する基本的な考え方をまとめました。

今臨時会では、この軽減を定めた医療条例の一部改正の専決処分や、平成21年度広域連合特別会計補正予算等を付議事件として提案いたしております。

今後も見直しが予想されますが、制度は施行されており、必要な医療給付等を受けている現況に鑑み、被保険者の皆様の混乱を避け、不安を解消し、制度の円滑な運営を図るためにも、議員の皆様のおなご、一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

これからも、構成市町村との連携を図る中、さらなる制度の定着を図り、高齢者の方々にご理解を得られますよう取り組んで参りたいと存じます。

本日もご出席の議員の皆様方には、この医療制度が円滑に運営できますよう、提出議案について、慎重ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。私のごあいさつとさせていただきます。

○臨時議長（渡辺 一文君） 本日の議事は、お手元に配布の議事日程により行います。

日程第1 議長の選挙について

○臨時議長（渡辺 一文君） 日程第1、議長の選挙を行います。

選挙の方法といたしましては、地方自治法第118条の規定により、投票による方法と指名推選の方法がありますが、指名推選の方法でご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（渡辺 一文君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選と決定いたしました。

それではお諮りいたします。指名の方法につきましては、臨時議長において指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（渡辺 一文君） ご異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決定いたしました。

それでは指名いたします。議長に長田教雄議員を指名いたします。ただいま、指名いたしました長田議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（渡辺 一文君） ご異議なしと認めます。

よって、長田教雄議員が議長に当選いたしました。

長田議員が議場におられますので、当選を告知いたします。この際、議長に就任のごあいさつをいただきたいと存じますので、長田議長、前方の演壇へ登壇願います。

議長あいさつ

○議長（長田 教雄君）（登壇） おはようございます。

ただいま、皆さまにご推挙いただきまして誠にありがとうございます。長田教雄でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

私は、平成19年3月29日の第1回臨時会において、大分県後期高齢者医療広域連合議会議長に推選されました。しかしながら、大分市議会議員としての任期が平成21年3月9日に満了となり、同時に広域連合議員としての任期も終了いたしましたところではありますが、大分市議会議員に再選され、又、再度、広域連合議員として選任された次第であります。2期目の就任に当たりまして一言だけごあいさつを申し上げたいと思います。

去る1月19日の定例会において、議会運営委員長の桐井寿郎議員がこの席で私的な意見にもなるが、ということで、この広域連合議会にて質問をされました。その中で、大きな問題があるということで、制度に対する問題を提起されていましたが、また重い責任を我々は背負っているなあという思いで改めてまた、今日この場に立っているところでございます。後期高齢者がいつでも、誰でも、どこでも安心して医療を受けられる制度に向けて皆さんとともに頑張っていく決意をいたしております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○臨時議長（渡辺 一文君） 以上で、私の臨時議長の職務を終わります。ご協力ありがとうございます。長田議長、議長席にお願ひいたします。

〔臨時議長降壇〕

〔議長登壇〕

日程第2 副議長の選挙について

○議長（長田 教雄君） それでは、日程第2、副議長の選挙を行います。

選挙の方法といたしましては、地方自治法第118条の規定により、投票による方法と指名推選の方法がありますが、指名推選の方法でご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選と決定いたしました。

それではお諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは指名いたします。副議長に河野博文議員を指名いたします。ただいま、指名いたしました河野議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君） ご異議なしと認めます。

よって、河野博文議員が副議長に当選いたしました。

河野議員が議場におられますので、当選を告知いたします。この際、副議長に就任のごあいさつをいただきたいと存じますので、河野副議長、前方の演壇へ登壇願ひます。

副議長あいさつ

○副議長（河野 博文君）（登壇） 皆さんおはようございます。

ただ今、副議長に選任いただきました河野でございます。一言ごあいさつ申し上げます。

ただ今は、全会一致を持って副議長にご推挙いただきまして、心からお礼申し上げます。

先ほど長田議長からもお言葉がありましたが、私もその責任の重大さを痛感しております。

微力ではありますが、広域連合議会の公正、公平な運営に努め、後期高齢者医療制度の発展に寄与したいと思っております。

構成市町村より選出されました議員の皆様並びに関係者の皆様のご協力、ご指導を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが副議長就任のごあいさつといたします。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（長田 教雄君） ありがとうございます。それでは、資料を配りますのでしばらく休憩いたします。

午前10時15分休憩

午後10時16分再開

○議長（長田 教雄君） それでは再開いたします。

日程第3 新議員の議席の指定について

○議長（長田 教雄君） 日程第3、新議員の議席の指定を行います。今回ご当選となりました20名の議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長によりお手元の議席表のとおり指定いたします。

日程第4 会期の決定について

○議長（長田 教雄君） 次に日程第4、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。今臨時会の会期は、本日1日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定しました。

日程第5 議会運営委員会委員の選任について

○議長（長田 教雄君） 次に日程第5、大分県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会の委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、お手元の選任表のとおり、6名を指名いたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6名の方々が議会運営委員会委員に選任されました。

議会運営委員会委員選任名簿

(定員6人)

役職	氏名	市町村名
委員	佐藤博美	九重町
同上	斉藤文博	宇佐市
同上	上杉健治	杵築市
同上	中山田健晴	豊後高田市
同上	穴井宏二	別府市
同上	日小田良二	大分市

日程第6 議案第7号の上程、提案理由説明、質疑、討論、採決

○議長(長田 教雄君) 次に、議案第7号、大分県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し議会の同意を求めることについてを議題といたします。

本件は、地方自治法第117条の規定により除外の必要がありますので、高橋弘巳議員の退場を求めます。

〔高橋議員退場〕

監査委員の選任に関し連合長の説明を求めます。

釘宮広域連合長。

○広域連合長(釘宮 磐君) (登壇) 本日ここに、平成21年第1回臨時会を開催し、提出しました諸議案のご審議をお願いするに先立ち、その概要についてご説明申し上げます。

まず、議案第7号につきましては、人事案件でございます大分県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につきまして、本案のとおり議会のご同意を求めるものであります。

監査委員の選任につきましては、平成19年3月29日に開催しました平成19年第1回臨時会におきまして、ご同意をいただいたところではありますが、広域連合規約第16条第3項において、その任期は広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期によると規定されていることから、去る3月9日をもって任期が満了いたしました後藤一裕氏の後任として高橋弘巳氏を新たに選任いたしたく、今回提案させていただいたところであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(長田 教雄君) 本案に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(長田 教雄君) 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(長田 教雄君) 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(長田 教雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号、大分県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し議会の同意を求めることについては、原案のとおり、高橋弘巳君に同意することに決定いたしました。

議員の入場を求めます。

〔高橋議員入場、着席〕

日程第7 議案第8号から議案第14号までの一括上程、提案理由説明、質疑、討論、採決

○議長（長田 教雄君） 次にまいります。議案第8号から議案第14号までの7議案を一括上程いたします。この際、提案理由の説明を求めます。

釘宮広域連合長。

○広域連合長（釘宮 磐君）（登壇） 人事案件に引き続きまして、諸議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第8号から第11号につきましては、専決処分の報告及び承認を求めるものであります。

まず、議案第8号、平成20年度一般会計第3号補正予算につきましては、18万4,000円を増額し、補正後の予算総額は3億4,165万6,000円となっています。その内容としましては、国、県の保険料不均一賦課負担金の決定に伴いまして、歳入の国庫支出金と県支出金をそれぞれ増額し、歳出の不均一保険料を増額、特別会計事務費確定に伴い繰入金を減額しています。

次に、議案第9号、平成20年度特別会計第3号補正予算につきましては、9億2,651万6,000円を増額し、補正後の予算総額は1,371億375万4,000円となっています。その主なものとしまして、歳入では、平成20年度の交付金確定により、国庫支出金の高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を11億2,094万3,000円増額し、繰入金の後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金を1億6,418万8,000円減額しています。また、事業費の確定により、特別高額医療費共同事業交付金を2,752万6,000円減額しています。歳出では、事業費の確定により、特別高額医療費共同事業拠出金を2,986万8,000円減額しています。また、基金積立金に国からの高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金と同額を新たに計上しています。

なお、議案第8号及び議案第9号につきましては、交付金、補助金の確定に伴い、平成21年3月31日付けをもって専決処分いたしましたので、報告し承認を求めるものであります。

次に、議案第10号、大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正につきましては、平成21年度における保険料の減額のための財源として当該基金を充てることのできるようにするため、所要の改正を行うものであります。なお、本案につきましては、平成21年度の保険料軽減措置を実施するための補てん相当額が国から平成21年3月31日に交付されたことから、これを当該基金に繰り入れ、処分することができるようにするため、同日付けで専決処分いたしましたので、報告し承認を求めるものであります。

次に、議案第11号大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきましては、平成21年度における被保険者均等割額の軽減措置に基づき、所要の改正を行うものであります。

なお、本案につきましても、軽減措置を平成21年度の確定賦課に反映させ、被保険者の混乱や市町村事務の煩雑化、経費の増大を回避するため、緊急に改正が必要と判断し、平成21年6月17日付けをもって専決処分いたしましたので、報告し承認を求めるものであります。

次に、議案第12号、平成21年度特別会計第1号補正予算につきましては、40億5,213万6,000円を増額し、補正後の予算総額を1,590億2,844万円とするものであります。その主なものとしまして、歳入では、後期高齢者医療制度臨時特例基金の取り崩しに伴い、市町村負担金を10億7,823万7,000円減額しています。国庫支出金には、平成21年度における均等割軽減に伴う財源補てん分として、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金1億9,482万5,000円を新たに計上し、繰入金では保険料軽減に伴う財源補てん分と説明会の開催及び周知広報に要する経費として、10億9,243万8,000円を増額しています。歳出の諸支出金では、平成20年度の療養給付費等の確定に伴い、国、県、支払基金等の返還金として、16億4,916万6,000円を計上しています。また、基金積立金には、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金と同額を計上しています。

次に、議案第13号、大分県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正につきましては、統計法の改正に伴う規定の整備及び個人情報の収集、利用及び提供の制限に係る例外要件を適用した場合の本人への通知義務に関する規定の削除を行おうとするものであります。

次に、議案第14号、大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正につきましては、平成21年度における被保険者均等割額の減額のための財源として当該基金を充てることのできるようにするため、所要の改正を行おうとするものであります。以上をもちまして、提出しました諸議案の説明を終わります。議員各位におかれましては、何卒、慎重ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長田 教雄君） それでは、これより議案第8号から議案第14号までの7議案について、一括して質疑を行います。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、質疑順位表のとおり、順次発言を許可します。

22番、福間議員。

○22番（福間 健治君） 大分市議会選出の福間健治です。質疑の通告をしております。3議案について、7点質問をさせていただきたいと思っております。最初に議案第8号、平成20年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第3号)についてであります。広域連合を運営するために、国、県の財政支援、人的配置を要求してまいりましたが、その後若干でも改善されたことがあるのかどうか。見解を求めたいと思っております。

次に、議案第9号、平成20年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第3号)についてであります。1点は平成20年度末における健康診査受診率の到達点と今後の改善策について、見解を求めたいと思っております。この議案の2点目として、包括外来診療の実施の現状と今後の動向について、見解を求めたいと思っております。

最後に、議案第12号、平成21年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)についてであります。1点目は、平成21年度改訂版「長寿医療制度のしくみ」のリーフレットをいただきましたが、長寿医療制度と呼び名を変えているわけですが、従来の後期高齢者医療制度の目的や性格、制度内容に変更があるのかどうか見解を求めたいと思っております。

次に、資格証明書の取扱いについてです。資格証明書の発行要件につきましては、高齢者から保険証の取り上げは許さないと国会でも、当広域連合議会でも種々議論され、制度の取扱いについて緩和策を示しておりますが、当広域連合議会での現時点での取扱いの到達点について考え方をお示しいただきたいと思っております。

それから、医療機関窓口での一部負担金減額、免除及び徴収猶予の取扱いについてであります。これまでの議論の中で、要綱として整理するとして、平成20年4月1日から実施のための取扱要綱が定められておりますが、これまで、この制度をどれだけの人が利用したのか、見解を求めたいと思っております。

質問の最後です。高齢者への保険料負担は、見直しに次ぐ見直しをされてきました。現時点で当初保険料より、当広域連合内対象者の軽減額はいくらになるのでしょうか。1人当たりの軽減平均額はいくらになるのでしょうか。以上7点について見解を求めたいと思っております。なお、答弁は簡潔にお願いいたします。以上です。

○議長（長田 教雄君） 池邊事務局長。

○事務局長（池邊 博康君） それでは、私の方から、福間議員さんの7つのご質問のうち、2点について答弁させていただきます。

まず、広域連合を運営するために、国、県の財政支援、人的配置を要求してきたが、その後、改善は

されてきたのかというご質問であります。

後期高齢者医療にかかる費用は、公費で約5割、現役世代からの支援金が約4割、被保険者の保険料1割で賄われています。この公費のうち、国は負担対象額の12分の3相当額及び調整交付金として負担対象額の見込み額の12分の1を、大分県は負担対象額の12分の1相当額をそれぞれ負担いたします。

また、この制度の安定的な財政運営のため、公費負担で財政安定化基金、高額医療費に対する支援、保険基盤安定制度が行われております。他に、不均一保険料の設定による均一保険料との差額についても国、県がそれぞれ2分の1負担をしております。これらは、すべて高齢者の医療の確保に関する法律により定められているものであります。

しかしながら、昨年4月のこの制度の施行前後から数々の見直しがなされたことから、九州各県広域連合長連名で厚生労働大臣あて平成20年6月4日、11月12日に地方財政措置の充実拡大に努めること等の要望をしたところであります。また、今年5月13日には、保険料軽減に対する国の財政措置や広域連合に対する財政支援等について再度要望をしてきたところでございます。厚生労働省の回答といたしましては、保険料軽減については、『「与党プロジェクトチームのとりまとめにおいて、均等割9割軽減及び所得割5割軽減については、平成22年度及び平成23年度の財政運営期間において全額国費による継続を検討する。」とされたことを踏まえ、財政当局と調整を進めることとする。』広域連合に対する財政支援については、「今後も実態に見合った財源の確保に努めてまいります。」とのことであり、今後も、国の検討の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、県の人的配置の要求についてでございますが、広域連合設立準備委員会事務局では、県より局長を派遣していただき、広域連合の設立にご尽力をいただき、広域連合が設立された平成19年2月から2ヶ月間、参事として後期高齢者医療制度の創設に関与していただいたところでございます。また、大分県福祉保健部長を県内18市町村長とともに、大分県後期高齢者医療広域連合運営協議会の委員として、そして、大分県国保医療室長を広域連合幹事会の幹事として、広域連合に対し、助言を頂いているところでございます。

平成21年4月3日の与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームが取りまとめた高齢者医療制度の見直しに関する基本的な考え方でも、広域連合に対する都道府県の関与の強化が盛り込まれており、今後も県に対し、必要な助言及び適切な援助を求めていく所存でございます。

今後は、県に対し、財政的支援として、保険料の軽減対策の措置を講じてもお保険料を支払えない事情のある被保険者への個別の減免に対する補填や健康診査の補助、及び、人的支援として、市町村からの派遣が困難となっている保健師等の派遣、さらには、県の広報媒体を使った広報活動の充実を求めていきたいと考えております。

つづきまして、長寿医療制度の呼称が変えられたが、従来の後期高齢者医療制度の目的、性格、制度内容に変更はあるのかのご質問であります。

この長寿医療制度という名称につきましては、昨年の制度発足時の4月1日に、厚生労働省はこの制度に関し、身近で親しみやすいものとするため、新たに長寿医療制度と呼称するとし、長寿医療制度を通称名として呼ぶこととされたものであります。これによりPRのために作成されるパンフレット等の文書においてはこの制度について長寿医療制度（後期高齢者医療制度）と記述することとされましたが、あくまで通称名であり、法律上は後期高齢者医療制度であることから、従来の後期高齢者医療制度の目的・性格、制度内容に変更はありません。以上でございます。

○議長（長田 教雄君） 勝田事業課長。

○事業課長（勝田 憲治君） それでは、残りの5点の議案第9号から議案第12号に関する答弁につきまして、一括答弁させていただきます。

まず、平成20年度における健康診査受診率の到達点と今後の改善策につきましてお答えいたします。

健康診査の状況でございますが、平成20年度中の県内の健康診査の受診者数は平成21年5月末時点で29,625人となっております。受診者数につきましては、健診機関からの費用請求件数となっております。この受診者数を年度末の被保険者数163,166人から計算しますと、平成20年度の受診率は18.16%となります。ただし、本年3月に健診を受診された方の情報が健診機関から全ては来ていない状況でございますので、受診者数は今後若干増加すると考えております。

また、平成20年度当初予算の策定時に使用しました受診率の見込みは21%と設定しておりました。この受診率設定につきましては、平成18年度の老人保健制度での大分県の概算受診率が21.29%であったことを基に使用したものです。

受診率の向上対策につきましては、本年度から腎機能検査の血清クレアチニンの検査項目を追加し、健康診査項目の充実を図ったところでございます。また、健康診査の受診券とわかりやすく認識していただくため、赤字で「健康診査受診券」と受診券の表面に記載しております。さらに、昨年度は別府市を除き、受診券を4月に一括して発送したため、各市町村で行われます巡回健診時まで時間が空き、受診券を無くされた方がいたため、本年度は、各市町村の集団健診の開始に合わせて、受診券を発送したところでございます。

今後は地元のケーブルテレビや新聞等、マスメディアを利用するなど、健康診査の周知に努めていきたいと考えております。健康診査につきましては、高齢者の健康増進及び疾病の早期発見予防に重要であると認識しておりますので、今後も被保険者の方にわかりやすい広報を行うと共に、市町村の協力を得ながら、受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に包括外来診療の実施の現状と今後の動向についてでございます。包括外来診療とは、ご承知の通り、長寿医療制度での被保険者の方が、自ら選んだ高齢者担当医が病気だけではなく、心身全体を診るとともに、外来から入院先の紹介、在宅医療まで継続してかかわる仕組みでございます。これには、医療機関が地方厚生局に届出を行い、その医療機関を選んだ被保険者個々の同意があった場合に適用されるものでございます。

現在、大分県内でこの後期高齢者診療料を届け出た医療機関は、184医院となっております。また、後期高齢者医療診療料を算定しています、実際の医療機関につきましては、広域連合では正確な把握はしておりません。

今後は、国において必要な見直しを行うこととしておりますので、制度そのものの議論も含めて国の動向を注視していきたいと考えております。

次に、議案第12号、資格証明書の取扱いについてです。資格証明書は、法律上は保険料を特別な事情もなく1年間滞納した場合は、被保険証を返還して交付することとしていますが、大分県では、交付に当たっては、これまでも機械的に一律に交付することはしないことを基本方針としていました。この資格証明書の交付につきましては、これまでも懇話会で意見をいただく中で、市町村との部会、幹事会で協議をしてきましたが、先般開催した運営協議会で資格証明書等の事務取扱要綱を承認していただきました。

資格証明書を交付しない対象者の条件については、1点目が、均等割が軽減されている世帯に属する被保険者。2点目として市町村民税が非課税である世帯に属する被保険者。3点目として広域連合の条

例により、保険料が減免、徴収猶予されている被保険者。これらのいずれかに該当する場合は、資格証明書は原則交付しません。

また、法律で規定されている災害等により、財産等に著しい損害を受けた方や事業の休廃止等がある場合、公費負担医療を受けている方、資格証明書の交付を受けたことにより、真に必要な医療を受けることができなくなる場合は、弁明書等により届け出をしていただき、資格証明書の交付をしないこととなります。

また、資格証明書を交付した場合でも、生命又は身体の保護のため緊急に被保険証が必要となる場合は、1ヶ月を限度とした短期被保険証を交付することができるとして、医療機関への受診の制限に配慮しています。

なお、資格証明書は、8月の被保険証の更新時の当初は交付をせず、半年間は、3ヶ月の有効期限の短期被保険証を交付して更新をし、半年後の翌年の2月から交付をすることとしています。この2月までの半年間で、納付相談等をして、悪質と判断される方には、資格証明書を交付する運用を考えています。資格証明書の交付に当たっては、滞納者の滞納理由等の状況を十分把握して、市町村及び広域連合の審査会等で慎重に判断していきたいと考えています。

次に同じく、議案第12号の一部負担金の減免、免除の取扱いについてです。医療費の一部負担金減免及び徴収猶予につきましては、平成20年4月に取扱要綱を定めています。減免等の対象となる条件につきましては、被保険者の属する世帯が、概ね1年以内に、震災、風水害、火災その他に類する災害等により、住宅、家財等に著しい損害を受けたこと、被保険者の属する世帯の世帯主が死亡若しくは重大な障がいを受けたこと、または長期入院したこと等の理由により、一部負担金を支払うことが困難であると認められる場合であります。減免等の基準につきましては、被保険者の属する世帯の実収入額が、最低生活基準額に1.1を乗じた額以下となった場合は、全額免除となり、1.1倍を乗じた額を超え1.2を乗じた額以下であれば、2分の1を減額します。この減免の期間は、12月につき6ヶ月を限度としています。

また、世帯の実収入額が最低生活基準額の1.3を乗じた額以下となった場合は、6か月以内の期間に限り、徴収を猶予することができるとしています。この申請につきましては現在まだ出ておりませんが、この減免の申請につきましては、適切に判断していきたいと考えております。

最後に、高齢者への保険料負担は、見直しに次ぐ見直しをされてきたが、現時点で当初保険料より、当広域連合内対象者の軽減額はいくらか。1人あたりの軽減平均額はいくらになったのか。これについてお答えをいたします。

現時点での平成20年度賦課額に基づく軽減後の保険料額は、被保険者一人当たり5万4,305円となっています。これは制度開始当初より軽減の見直しが行われてきた結果です。軽減に係る制度開始当初からの見直しについては、7割軽減が8.5割軽減に拡大されたこと、旧ただし書き所得58万円以下の者に対する所得割額の2分の1軽減が新たに設けられたことがあげられ、見直し後の当広域連合内対象者の軽減額は総額で約43億4,000万円となっています。仮にこの軽減の見直しが行われなかった場合、保険料額は一人当たり5万8,066円となり、今回の見直しにより、一人当たり3,761円の減額効果があったこととなります。

また、一人あたりの軽減平均額は全被保険者を対象とすると2万5,160円、軽減を受ける人だけの平均とすると3万9,160円となります。

平成21年度については、被扶養者軽減の特例が前年の9割5分軽減から9割軽減に縮小されたものの、新たに低所得者に対する9割軽減が制度化されたことや7割軽減を8.5割軽減とする措置が継続となっ

たことにより、確定賦課の時点で、軽減後の保険料額は、被保険者一人当たり5万3,090円と前年よりさらに低くなっています。以上でございます。

○議長（長田 教雄君） 22番、福間議員。

○22番（福間 健治君） 2回目の質問をさせていただきます。1点目の広域連合運営のための財政支援、人的配置ですが、当広域連合においてですね、運用するために今一番苦慮している、支障をきたしている、そういう点があればお示しをいただきたいと思います。

次に、健康診査の問題なんですけど、制度発足当時、この後期高齢者だけ義務規定ではなくて、努力義務ということにされたわけですよ。ですから、先ほど事務局長が答弁されたような、いわゆる国、県の定額負担が何もここに入っていない。全て保険料にはね返ってくるという仕組みがこの健康診査なんです。お尋ねは、いわゆる保険料が健康診査に占める金額についてお聞きをしたいと思います。それから健康診査の目標が21%、老人保健制度に基づいた数字ということで答弁いただいたんですが、本来なら100%健診ができるような目標なり、財政措置を行うべきだと思うのですが、この点について、お尋ねしたいと思います。

それから包括外来診療については、後期高齢者の特性に応じて、かかりつけ医制度で大分県は184診療科の届出があったという答弁が先ほどありましたが、やはり、184医療機関でかかりつけ医による、この毎月のやつがですね、どうなっているのか把握するというのが、制度の良い悪いは別としてですね、今後、検証していくためには非常に重要な点だと思います。その点について国の動向待ちという答弁でしたが、確かに、今年度レセプトが何十万件もあって大変な作業だと思うんですけど、そういう努力をすべきじゃないかなというふうに考えておりますが、ご見解を賜りたいというふうに思います。

次に資格証明書の問題なんですけども、5月20日には国から要綱が示され、当広域連合としては、先ほど勝田事業課長が話されたとおりでありますが、事務取扱要綱で実際、概ね今、8月時点で対象者がどれだけのいるのか質問いたします。

一部負担金問題については、20年度4月に要綱は作ったけれども誰ひとり利用がないということなんですけども、制度の周知がされていないのか、それとも制度の内容が全くいわゆる実態に合わないものなのか、どう判断をされているのか見解を求めたいと思います。

それから最後に、見直しによる保険料の軽減額が示されました。国は5,500億円、諸々で使っていますけど、これはあくまで基金で受け入れて、時限立法で受けるものですね。私はこういうものというのは、国保と同じように、法定減額で、国が制度上、責任を持つというものに改めるべき性格のものではないかなと思うんです。この点について質問をいたします。

○議長（長田 教雄君） 池邊事務局長。

○事務局長（池邊 博康君） 福間議員の再質問について、お答えいたします。

今現在、広域連合の方で苦慮している点は何かということと、国の定額負担以外に健康診断等について国の負担はどうあるかということとありますけれども、平成21年3月17日に高齢者医療制度に関する検討会が高齢者医療制度の見直しに関する議論の整理をまとめたところではありますが、その中で、75歳以上は、保険者の努力義務とされている健康診査について、実施義務にするなどの見直しを行うべきであるという意見がありました。現在は法的には努力義務ではありますが、全ての広域連合で健康診査は行われております。受診率の向上を目指した取組みが行われるところではありますが、厚生労働省の高齢者医療課長は実施義務を見直すことにより、国の負担は、義務負担としてより確実に行われるものとなり、また都道府県は応分の負担をお願いすることになる。特に都道府県からの財政支援は現在、13都道府県に留まっており、義務負担ではないがゆえに、一概に措置が行われていないが、義務負担となれば、

次第に措置も行われるようになるとしております。今後は広域連合や都道府県の意見を聞きながら検討してまいりたいとしているところでありますが、大分県としましては、先ほど述べましたとおり、人的支援としては、市町村から派遣が困難となっている保健師等の派遣を県に求めていきたいと考えております。

○議長（長田 教雄君） 勝田事業課長。

○事業課長（勝田 憲治君） 福間議員の再質問について、お答えいたします。

1点目の、健診が保険料の何%程度を占めるかということですが、およそ1.6%程度となる見込みであります。それから、健診の目標は100%が一番好ましいとは思いますが、健診につきましては、すでに病院等で健診により医療機関に掛かっている方については本来の検査をやっていますので必要ない方、本当に健診していただきたい方につきましては、早期発見、早期予防という意味では、ある程度健康な方について、本来は受診していただきたいと考えております。従いまして、広域連合においては全ての方に受診券を配布して受診していただくことになっております。制限は設けておりませんが、基本的にはすでに病気で医療機関に掛かっている方ではなく、ある程度健康な方に受診していただきたいと考えております。

従って、100%につきましては意見が分かれるところがございますが、本当に受診が必要な方に受けていただければと思っております。

それから、後期高齢者診療の今後の課題ということですが、これについては、ご存知のとおり、与党の高齢者医療制度に関するプロジェクトチームにおいて、これから今後必要な見直しをするとされておりますので、この広域連合といたしましては今後の議論、質疑を見守っていききたいと考えております。

それから、資格証明書の対象者数は88名、8月時点ですが、現時点で可能性がある人ということであり、資格証明書は先ほどご説明したとおり来年の2月に交付対象者を決定いたしますので、現時点での交付の可能性がある方については、おおよそ80人近くになるかと思っております。なお、これらの方については、今後、市町村と納付相談等をしていただき、極力交付とならないようにしていきたいと考えております。

それから、一部負担金の関係で現状、申請者がいないということがなぜか、周知がされないのか、軽減の実態の内容が合わないのかということですが、一部負担金につきましては、個人宛ての保険証を発送する時にしおりを同封いたしまして、この中で一部負担金を減免制度があることをお知らせしております。これをお読みになっていただければ、一部負担金の減免制度があることはご承知していただけたと思っておりますが、減免の申請に当たりましては、申請が出た段階で適正に判断していきたいと考えております。ただ、この一部負担金の減免につきましては、恒常的な低所得者の減免制度ではございません。特別、突発的な事態が生じたときに、保険料を特別に減免するものでありますので、これについて軽減の枠を広げるということであれば、恒常的な被保険者の負担拡大となり、ひいては被保険者の保険料の負担増となる可能性があるため、この軽減判定の内容につきましては、今後は慎重に判断していく必要があると考えております。

○議長（長田 教雄君） 簡潔にお願いいたします。

○事業課長（勝田 憲治君） それから、保険料の軽減に対する国の責任ということですが、これにつきましては、制度施行後、これまで見直しが行われておまして、当初の7、5、2割の被扶養者の軽減に加えて、均等割の9割軽減、並びに所得割の5割軽減等、見直されたところでありますので、この軽減内容につきましては、これから先の、国の見直し内容の動向を見ながら考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（長田 教雄君） 次にまいります。14番、高司議員

○14番（高司 政文君） 14番議員、佐伯市選出の高司政文でございます。通告に基づいて質疑いたします。議案第9号、13号について質問します。

まず、議案第9号ですが、平成20年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第3号）についてですが、2点お聞きします。

1つは、保健事業費の中の健康保持増進事業費の印刷製本費というのがあります。これは、説明を見ますと、後発医薬品、ジェネリック医薬品のパンフ印刷代を96万円減額するというものですが、これは、医療費通知書の裏に周知文書を掲載するということで経費を浮かしたということなんでしょうけど、このことに関連して周知による後発医薬品への切り替え、いわゆる周知効果というものをどのように評価しているか、あわせて、どのくらいの使用状況があるのかというのを具体的な数値でお聞きしたいと思えます。

もう一つは、重複・頻回受診者等の訪問委託料に関連してですが、この目的、指導内容、今後の訪問市町村、今は杵築市と日出町ということですので、今後の訪問市町村の計画をお聞きします。

次に議案第13号、大分県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について、3点お聞きします。

1点目は、旧条例にある、本人以外からの個人情報収集したとき云々とありますが、これは具体的にどのようなケースが想定されているのかお聞きします。

それから、2点目に本人への通知義務がなくなるということで、本人にどのような不利益、影響があるのかお聞きします。

3点目に、改正理由に事務運営上、頻発する事例であり、実行することは困難であると書かれていますが、これまでの1年間どのような運用がされてきたのか、以上お聞きします。答弁は簡潔にお願いしたいと思います。

○議長（長田 教雄君） 勝田事業課長。

○事業課長（勝田 憲治君） それでは、議案第9号につきまして、一括答弁させていただきます。まず、保健事業費の後発医薬品に関することでございます。

後発医薬品につきましては、先発医薬品と治療学的に同等であるものとして製造販売が承認され、一般的に開発費用が低く抑えられていることから、先発医薬品に比べて安価となっています。このため、後発医薬品の普及は、被保険者である患者負担の軽減、医療費の適正化に資するものと考えられているものでございます。こうしたことから、現在は、年3回発行しております医療費通知書の裏面に「後発医薬品（ジェネリック医薬品）をご存じですか？」と印刷し、「後発医薬品を希望される場合は医師・薬剤師等にご相談ください。」の一文を周知文書と一緒に掲載し、被保険者にお知らせしているところでございます。

後発医薬品の使用状況の具体的な数値といたしましては、中央社会保険医療協議会が本年5月に開催しました薬価専門部会の平成19年9月の調査によりますと、後発医薬品の数量のシェアは全体の18.7%となっております。平成18年度の数量シェアは16.9%であり、若干ながら後発医薬品の使用が促進されているものと考えております。また県では、国において後発医薬品の使用促進を進めているのを受け、患者及び医療機関が安心して後発医薬品を使用することができるよう、環境整備に関する検討を行う基礎資料として、本年度、後発医薬品に関する意識調査を行う予定とのことでございます。

次に、重複・頻回受診者の訪問指導についてですが、重複・頻回受診者の訪問指導事業の目的につきましては、重複・頻回受診による薬の重複投与や検査の重複による身体への負担増等を理解していただ

き、医療機関の効率的な受診を図り、併せて日常生活を原因とする疾病の悪化や心身機能の低下を改善・予防することにより、被保険者の健康増進を図り、医療費の適正化を図ることを目的としています。

訪問指導の内容は、①家庭における療養方法に関すること、②生活習慣病の予防等に関すること、③医療機関の受診に関すること、④その他健康管理上必要と認められることを必要な方に指導及び健康相談をしています。

平成21年度は、佐伯市と杵築市において実施することとしています。平成22年度以降についても、実施する市町村の拡大を図りたいと考えています。以上であります。

○議長（長田 教雄君） 池邊事務局長

○事務局長（池邊 博康君） それでは、私の方から3点ほど回答させていただきます。

まず1番目に旧条例にある、本人以外からの個人情報収集をしたときは具体的にどのようなケースが想定されているかでございます。高齢者の医療の確保に関する法律第54条及び同法施行規則第10条の規定により、被保険者は75歳に達したため、被保険者の資格を取得した場合や広域連合内に住所を有するに至った場合、また、施行規則第26条の規定により、資格を喪失した場合は14日以内に広域連合に届けなければならないとされ、原則本人からの届出が必要でございます。しかし、施行規則第28条の規定により、これらの届け出られるべき事項を公簿等によって確認することができるときは、これら届出を省略させることができるとされています。従って、被保険者個人の負担の軽減、行政サービスの向上、事務の効率化を図る観点から、被保険者の届出を省略し、公簿によって確認する場合は広域連合ではその資料を保有していないことから、市町村からの情報が必要になります。

また、健康保険法等の一部を改正する法律附則第37条の規定により、改正前の老人保健法での資格取得の届出や市町村の障害認定は、広域連合に対する届出、広域連合から受けた認定とみなすとされています。この場合においても、市町村からの情報が必要となってきます。このような被保険者情報の作成、更新や保険料算定等のための住民基本台帳情報や所得、課税情報などを市町村から収集する場合や被保険者の転入、転出に伴い、他県の広域連合から被保険者の資格に関する情報などを収集する場合があります。

また、住民からの相談や要望等本人の自由な意思で提供される情報の中に、当該本人以外の個人情報が含まれている場合や会議等において出席者の自由な発言により、本人以外の個人に関する情報を収集する場合などが想定されます。

次に、本人への通知義務がなくなることで、本人にどのような不利益、影響があるかでございます。

大分県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第7条に規定する収集の制限は、実施機関がどのような情報を保有しているかといった不安、疑念等を被保険者等に抱かせることのないよう、個人情報の収集は本人から行うことを原則とするとともに、その例外となる場合を明らかにしたものであり、第8条に規定する利用及び提供の制限は、個人情報の目的外の利用及び提供を禁止するとともに、その例外となる場合を明らかにしたものであります。現に、各市町村においても、国民健康保険税を賦課する際に、その市町村に住所があるかどうかや、世帯の構成はどうなっているか等の情報を市民課などから、また、前年の所得等については、税務課等から情報を収集している現状があります。国保税を納める義務がある被保険者からこれらの情報を直接収集することは、被保険者の負担、事務の効率から非合理であります。後期高齢者医療制度においても同様で、75歳になり被保険者に該当する高齢者にその届出をさせることや、確定申告や簡易申告をした被保険者から再度申告させることは極めて現実的ではなく、被保険者の届出が遅れたため、被保険者証の発行が遅くなり、医療機関にかかる機会を喪失することも考えられます。また、市町村等の行政機関から事務遂行のため、個人情報の提供を求められた場合、本

人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる情報については、広域連合が提供しない場合、行政機関は改めて本人からこれらの情報を収集しなければなりません。これは当該者にとって重複する手続きを必要とし、余分な負担をかけることとなります。

このようなことから、広域連合が個人情報をも本人以外から収集することや本人以外のものに提供することには相当の理由があり、本来は本人が申請や情報の提供をすべきものと考えられるものから、これによって本人の権利利益を不当に侵害する恐れはないと考えております。

最後に、改正理由に事務運営上頻発する事例であり、実行することは困難であると書かれているが、これまでの1年間どのような運用がされていたのかの質問に対しお答えいたします。

制度施行前に予想されたケースにつきましては、平成19年9月19日に個人情報の本人収集の原則の例外事項として市町村からの情報収集と個人情報取扱事務の目的以外の利用提供の制限に対する例外事項として診療報酬請求等の委託機関に対する情報提供及びこれらの場合における本人通知を行わないことについて、情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、同年10月15日付けで、これらのことを可とする旨の答申をいただき、これに沿った取扱いを行ってきました。また、制度施行後1年余りが経過する中で、県や市町村等の行政機関から事務遂行のため、様々なケースで個人情報の提供を求められることが考えられますが、広域連合が提供しない場合、行政機関は改めて本人からこれらの情報を収集しなければならず、行政機関、住民ともに負担をかけることとなります。従って、これらの情報を提供するには審査会の意見を聴いて対応する以外に方法がないため、速やかな情報提供に支障をきたすこととなります。さらに、審査会に諮問して情報提供を行った場合、膨大な数の本人への通知が必要になってきます。そこで、本年5月14日に情報公開・個人情報保護審査会を開き、今後、本人以外からの収集や目的外での利用提供が予想されるケースを類型化し、諮問いたしました。併せて、他県の広域連合や大分市をはじめ他の地方公共団体の条例にもほとんど例がない規定であることから、今回提案しております本人への通知義務に関する規定の削除につきましても諮問し、5月22日付けでこれらのことを可とする旨の答申をいただいているところでございます。以上であります。

○議長（長田 教雄君） 14番、高司議員

○14番（高司 政文君） 14番、高司です。再質問をしたいと思います。

まず、議案第9号についてですが、後発医薬品に関連する文書ですね、あまり、県の適正化計画とか制度の図書もないんですけど、平成20年3月31日の厚労省の告示第149号の中で後発医薬品の関係がありまして、平成20年度は後発医薬品の使用促進の影響を織り込み、診療報酬改定率を併せて1日あたり医療費の伸び率に対してマイナス1.1%の影響があるものとする。というふうにありましたので、今、パーセントですね、だいたい1.8%ぐらいがございましたが、政府の推計によりますと1.1マイナスということですので、県の医療費の伸びがだいたい年100億円ぐらいになりますので、金額にするとだいたい1億円ぐらいになるんじゃないかと思うんですけど、そのさっきのパーセント自体がどのぐらいの基準になるのか教えてください。

それから、重複・頻回受診者の訪問指導委託料の関係ですけど、最初の質問で本当は聞くべきだったんですけど、訪問した県下ですね、私の聞き間違えじゃないと思うんですけど、杵築市が今後と言ったようにあったんですが、佐伯市、杵築市と聞こえたのですが、杵築市、日出町だったんですけど、杵築市はまだしていないということなんですかね。それを確認したいと思います。

それから、訪問の結果ですが、私がもらっている資料では、201人訪問したとありますけど、その結果、訪問した相手はどのような反応をしたのかお聞きしたいと思います。

それから、私が心配しているのは、月に4回以上医療機関を受診したり、月に15日以上というような

ところを訪問すると書いてますけど、医療機関に掛かる、受診をする圧力にならないかなと心配しているのですが、そういうことがないか、訪問した結果をお聞きしたいと思います。

それから、議案第13号ですが、要はなかなか、条例どおり実行するのは現実にはむずかしいということだと思います。悪くいうと、今までこの条例どおりやっていなかったじゃないかと思いますが、その審査会で審査をするのは、結局、個別審査をするんじゃないかと、全て一括してこういうケースの時はもうしなくていいよというふうな議論で決められたという解釈でよろしいでしょうか。その辺をお聞きします。

○議長（長田 教雄君） 勝田事業課長。

○事業課長（勝田 憲治君） それでは、再質問にお答えをいたします。

1点目のジェネリック医薬品の効果ですが、数値18.7%を減額したということですが、金額的にはどのベースになるかというのは、大変申し訳ありませんが、把握しておりません。

それから、2点目の訪問指導に関するものですが、結果につきましては、平成20年度は杵築市と日出町で実施しております。21年度は佐伯市と杵築市なんですが、平成20年度は杵築市と日出町と実施しておりまして、実施した人数は201人となっております。そのうち金額が減少となった方については163人となっております。また効果が表れた基準としてレセプト件数が4件以上の方が1件以下となった方または1ヶ月の診療日数が15日から2日以下となった場合、その基準でいきますと、その効果が表れた方がおよそ37名となっております。

この重複・頻回受診の訪問指導が医療機会の圧力になるのではないかとということですが、訪問指導の目的は、すべての重複・頻回受診を抑制するのではなく、必要以上に重複・頻回受診をされている方に、身体への悪影響等があることを理解していただき、医療機関への効率的で適正な受診を図ることにあります。また、重複・頻回受診の指導だけではなく、必要に応じて、食生活や生活習慣の改善などの指導を行い、被保険者の健康増進を図ることにより、医療費の適正化を図ることが目的であります。以上であります。

○議長（長田 教雄君） 池邊事務局長

○事務局長（池邊 博康君） 高司議員の再質問にお答えいたします。

条例どおりに行っていないのではないかとということと、個別審査ではなく、類型化していることと諮問したのではないかとご質問にありましたけれど、先ほど説明いたしましたように、平成19年第1回の情報公開・個人情報保護審査会で、それぞれ、本人収集の原則の例外として、市町村からの情報収集と個人情報取扱事務の目的以外の利用の制限に対する例外事項として、診療報酬等の委託機関に対する情報提供を本人通知しないものについては個別に諮問し、それを可とする旨の答申を受けておりますので、この分については条例違反ということになっておりません。

続きまして、今回上程しております、個人情報の取扱いにつきましては、当該広域連合の個人情報保護条例に規定される審査会の意見において適用を除外できる、収集できないとされる情報、本人収集原則ならびに目的外利用及び提供を制限について推定される事務を洗い出し、類型化した個人情報を例外的な取扱いの基準を定めることとして答申したものであります。類型に該当する個人情報の取扱いについては、審査会の意見を聞いたものとして取扱いをすることができるということになっております。

○議長（長田 教雄君） 14番、高司議員

○14番（高司 政文君） 再々質問をさせていただきます。

議案第9号ですけど、後発医薬品の関係で、最初の答弁で医師や薬剤師に相談して欲しいということに記載しているということですけど、実際に患者の方に話を聞くと、私もそうですけど、患者の方から

言いにくい、特に主治医に対して安い薬を使ってくださいというのは、なかなか言いにくいところがありますので、できることなら広域連合の方から医療機関に対して、利用促進という意味で患者に医療機関の側から声をかけてもらうようお願いしたらどうかなと思っておりますので、考えがあれば聞かせて下さい。

それから、重複・頻回受診者等の訪問委託料ですけど、もちろん不必要な診療であれば当然回数を減らすなりするべきなんですけど、やっぱり問題は指導を受けることで、早期発見・早期治療ということのを忘れないということ、医療費の増大を防ぐことが目的であって、医療機関にかかる回数が多い、少ないという目的でないとは思いますが、1つ聞きたいのは、今、評判が悪くてね、さっき福間議員も聞いてましたけど、かかりつけ医療制度ですね。ここのものに繋がるんじゃないかと思うんですね。受診する医療機関を減らしていくということはですね。結局、かかりつけ医に収斂していくというふうなことが考えられるんじゃないかと思っておりますので、その見解についてですね。

それから、こういう方法、受診者に対する訪問委託のやり方は国の制度見直しに中に入っていないのかどうかお聞きして質問を終わります。

○議長（長田 教雄君） 勝田事業課長。

○事業課長（勝田 憲治君） それでは、再々質問についてお答えいたします。

ジェネリックの利用促進につきましては、厚生労働省は後発医薬品の希望カードの配布を後発医薬品を使用した場合の自己負担額の軽減額の通知を大きな国の対策基本方針としております。大分県においても保険者協議会等でこのジェネリック医薬品の促進につきましては協議しながら、後発医薬品希望カードの配布等について、今後検討していきたいと考えております。

それから、訪問指導がかかりつけ医になるのではとの関係でございますが、訪問指導につきましては、先ほど申し上げたとおり、病気の早期発見等、最終的に早期治療を含めて、重複・頻回受診者について、効率的な受診等を指導するという形になっております。かかりつけ医につきましては、後期高齢者診療料ということで、これは被保険者が自ら選ぶことができますし、また、かかりつけ医診療報酬を算定することもしないこともできるとなっております。被保険者の全体的に退院後も指導していくという趣旨でございますので、主要な目的は医療費の適正化になろうかと思っておりますが、趣旨は少し違うのかなと考えております。

国の方では、重複・頻回受診の訪問指導事業につきましては、医療費適正化計画の中においても一つの重要な事業と考えているところであります。広域連合といたしましても、本当に指導が必要な重複・頻回受診者については適正な指導を行っていきたくと考えております。以上です。

○議長（長田 教雄君） 以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって、議案第8号から議案第14号までの7議案に対する質疑を終結いたします。

それでは、日程第7、議案第8号から議案第14号までの7議案に対する討論、採決に入ります。

討論は一括して行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

議案第8号から議案第14号までの7議案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号から議案第14号までの7議案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 会議録署名議員の指定について

○議長（長田 教雄君） 次に、日程第8、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、15番、小野宗司議員、17番、今吉次郎議員のご兩名を指名いたします。

お諮りいたします。

本臨時会において議決されました各案件について、その条項、字句その他整理を要するものについては、会議規則第41条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

閉 会

○議長（長田 教雄君） 以上で、本臨時会に付議された事件は、全部終了いたしました。なお、本日構成されました議会運営委員会の正副委員長互選のための委員会は、議長が招集することになっております。よって、本会議終了後、ただちに議会運営委員会を招集いたします。

これをもちまして、平成21年第1回臨時会を閉会いたします。

午前11時26分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成21年7月7日

大分県後期高齢者医療広域連合議会

臨時議長 渡 辺 一 文

議 長 長 田 教 雄

署名議員 小 野 宗 司

署名議員 今 吉 次 郎